

令和５年度農山漁村振興交付金
（農山漁村発イノベーション対策）
（農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）のうち農泊地域高度化促進事業）
２次公募要領

第１ はじめに

「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」です。

この取組を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者の増加や農林水産物の消費拡大を図ることが重要です。

このため、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付し、増大するインバウンド需要に対応するための受入環境の整備や、地元食材や地域の景観を活用したコンテンツの高付加価値化及びワーケーション需要に対応するための受入環境の高度化等に取り組む農泊地域を支援します。

また、振興交付金の交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和３年４月１日付け２農振第３６９５号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）並びに農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（以下「実施要領」という。）及び実施要領別記４を必ずお読みいただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

公募期間：令和５年６月２６日（月）から令和５年７月１８日（火）まで

第２ 事業内容等

次に掲げる事業の公募を行うものであり、事業内容及び対象地域については別表１に、選定要件、交付率及び助成額については別表２に定めるとおりです。

１ 農泊地域高度化促進事業

- （１）インバウンド対応
- （２）高付加価値化対応（食・景観）

- ア 食
- イ 景観

- （３）ワーケーション対応

２ 事業実施主体

事業実施主体は、構成員として農泊実施の中心的な役割を担う法人又は当該法人になることが見込まれる団体のほか、農業、林業及び水産業のいずれかに関わる者を含み、次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した地域協議会です。

- （１）目的
- （２）構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- （３）意思決定方法
- （４）解散した場合の地位の継承者

- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計及び監査の方法
- (7) その他運営に関して必要な事項

3 事業実施期間

事業実施期間は、上限2年間です。

第3 提案書等の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

(1) 農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添）

令和5年度農山漁村振興交付金事業実施提案書（以下「提案書」という。）及び「令和5年度農山漁村振興交付金事業実施チェックシート（以下「チェックシート」という。）に、事業の実施体制や取組内容、地域資源、将来像、主な経費及び目標等の具体的な計画内容、必要事項を記載し提出ください。

なお、交付金の対象となる経費については、別紙1を参照してください。

(2) 提案書に添付する資料

- ア 実施要領別記4の第1に掲げる地域協議会の設立が確認できる文書
- イ 提案者が開催した直近の総会等の資料並びに予算資料及び決算資料
- ウ 提案された事業を主導する代表者、運営責任者、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
- エ 事業費の算出決定の根拠となる資料

2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案書作成に当たっての留意事項

提案書本体（チェックシートを除く）はA4判10ページ以内で記載してください。10ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において、提案書を分かりやすくするため積極的にいれるように工夫してください。表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本体のフォントサイズは11ポイント以上とします。

なお、多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

(2) 過去の交付決定の取消

提案者が、提案書及び添付資料（以下「提案書等」という。）の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適正化の審査においてその事実を考慮するものとします。

3 書類の提出方法等

(1) 提出方法

第8に記載する書類提出先に御提出願います。

(2) 提出期限

令和5年7月18日(火)17時まで(郵送の場合は同日必着)

(3) 提出に当たっての留意事項

- ア 提案書等に事業実施主体として不適格、虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりません。
- イ 提案書等の提出部数は1部です。(提出いただく提案書等につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーでできるよう、A4片面クリップ留めで御提出ください。)
- ウ 提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書等の返却は行いません。
- エ 提出された提案書等については、個人情報保護に努め、国の審査以外には使用いたしません。
- オ 提出された提案書等については、必要に応じて内容について問い合わせをいたします。
- カ 提案書等の提出については、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)で電子申請いただけます。
なお、電子申請の詳細については、こちら(<https://e.maff.go.jp>)から御確認ください。

第4 説明会の開催

公募に係る説明会に代えて、各農政局等のホームページに音声による説明を掲載しますので、内容を御確認いただき、御質問等がありましたら、第8に記載の所管する農政局等のお問い合わせ先に御確認ください。

第5 提案書等の選定等

1 審査方法

別表3に定める事業承認者(以下「事業承認者」という。)が、外部有識者等から成る選定審査委員会を設置し、2の審査の観点に基づき、提案書等の内容について書類審査及び必要に応じヒアリング審査を行い、その評価結果を基に振興交付金を交付する候補者(以下「交付候補者」という。)の案を決定します。なお、振興交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、選定審査委員会に係る一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

(1) 事業目的の理解度及び事業の必要性

ア 事業の趣旨及び目的を理解し、これらに沿ったモデル性のある取組であるか。

イ インバウンド、食や景観の活用及びワーケーション受入に対応するための取組において明らかとなった地域の課題及びニーズが明確化されており、またそれに対応した取組であるか。

(2) 事業実施による効果、自立的・継続的な取組への展開など事業計画の有効性

ア 目標が過大となっていないか。また、収支見通しは根拠をもって設定されているか。

イ 目標設定についてデータや参考資料が適切であるか。

ウ 収益化に向け、地域資源活用の実現性が高くかつ具体的な計画か。

(3) 積算の妥当性

ア 一過性のイベント経費、外部委託費に偏ることなく、自立・継続的活動の実現に向けた予算編成である。また、単価設定が適切に整理され、効率的な経費の使用が見込まれるなど、積算根拠が明確であるか。

イ 補助対象外経費を含め、事業実施に必要な経費が計上されているか。

ウ 積算が過大でなく、不適切な経費が含まれていないこと。

(4) 合意形成の手法

農泊を実施していくため、地域の課題や取組方針を関係者間で共有し合意形成を行っていくための適切な手法が取られているか。

(5) 増大するインバウンド需要、食や景観の活用及びワーケーション受入に対応するための取組の妥当性

ア 取組内容の妥当性

(ア) インバウンド対応の場合

インバウンド対応の高度化（ストレスフリーな受入環境の整備、環境コンテンツの高付加価値化）に資する取組となっているか。

(イ) 高付加価値化対応の場合

a 食

食を活用したコンテンツの高付加価値化（地域の食材を活用した商品開発、新たな食事メニューの開発等）に資する取組となっているか。

b 景観

地域の景観を活用したコンテンツの高付加価値化（地域の景観を活用した体験プログラムの開発、案内看板の設置等）に資する取組となっているか。

(ウ) ワーケーション対応の場合

ワーケーション受入対応の高度化（Wi-Fi環境、オフィス環境の整備、企業向けプロモーション等）に資する取組となっているか。

イ 取組内容が実現可能なものとなっているか。

3 選定結果の通知等

事業承認者は、選定審査委員会の審査結果を踏まえ、交付候補者を選定し、交付候補者となった提案者に対してはその旨を、それ以外の提案者に対しては交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。また、当該通知において、第6の1の申請に関する条件を付することがあります。

選定の通知については、交付候補者となったことをお知らせするものであり、振興交付金の交付は、別途必要な手続を経て正式に決定されることになります。

なお、交付候補者が辞退等した場合、交付候補者とならなかった提案者の中から改めて交付候補者を選定する場合があります。その際は、事前に該当する提案者に対しては連絡します。

第6 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

1 振興推進計画並びに事業実施計画の申請及び承認

交付候補者は、事業承認者から第5の3の通知を受けてから1月以内に振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を事業承認者に申請し、その承認を受けてください。

なお、事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため次に定める資料が必要となりますので、これらの計画に添付してください。なお、対象経費の精査により、一部の経費が振興交付金の対象経費として認められない場合がありますので御了承願います。また、複数年度の事業実施を想定する提案が選定された場合であっても、当該選定をもって翌年度以降の国からの振興交付金の交付を保証するものではありません。

(1) 賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料

※別添の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成して下さい。

(2) 旅費については、旅費規程など適切な根拠資料

(3) 委託料については、積算、複数者からの見積書等の根拠資料

2 交付金の支払手続

事業承認者が振興推進計画等を承認したときは、交付候補者に対して交付金割当通知により、承認された事業に割り当てる振興交付金の額をお知らせします。

交付候補者は、割り当てられた額を踏まえ、交付等要綱の第10に定める交付申請書を作成し、事業承認者に提出してください。

事業承認者は、当該交付申請書を審査した上で適切と認められる場合には、交付候補者に対して交付決定通知を行います。

交付候補者は、交付決定通知の通知日以降に、振興推進計画等に記載された振興交付金の対象となる事業を開始することができます。交付決定通知の通知日より前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払い（実績精算）とする）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

(1) 交付事業者は、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、別に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、事業承認者に提出してください。

(2) その後、事業承認者は、提出された実績報告書と領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。

(3) 事業終了前の支払い（概算払）については、制限を設けていますので御注意ください。

第7 その他

本公募要領によって公募する事業の交付事業者となった場合には、事業の評価年度以降、交付事業者に対して行われる、各体験の実施状況等、事業実施に伴う事業効果の把握のための調査について、必ず協力していただきますので予め御承知おきください。また、調査内容によっては、地域協議会の構成員や連携団体に御協力いただくこともありますので、地域協議会構成員や連携団体への周知をお願いします。

第8 お問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、担当者の出勤状況により、お問い合わせに即時に対応できない場合がありますので予め御了承ください。

(問合せ時間：10:00～12:00及び13:00～17:00 ※平日のみ)

主たる事務所の所在地	問合せ先及び提案書等の提出先
北海道	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-3502-8111（内線5447）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県 山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部都市農村交流課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL：022-263-1111（内線4444、4065）
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部都市農村交流課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL：048-600-0600（内線3405、3414）
新潟県、富山県、石川県、福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部都市農村交流課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL：076-263-2161（内線3482、3483）
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部都市農村交流課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL：052-201-7271（内線2521、2571）
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部都市農村交流課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL：075-414-9065（内線2592、2594）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県 山口県、徳島県、香川県、愛媛県 高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部都市農村交流課 〒700-8532

	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL：086-224-4511（内線2524、2526）
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県 大分県、宮崎県、鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部都市農村交流課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL：096-211-9111（内線4623、4627）
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL：098-866-0031（内線83326、83336）

参考

事業実施の手続等については、本要領の第6に定めるほか、詳細を実施要領別記4の第3に定めることとしておりますので、今後の手続の参考としてください。

また、事業実施後の評価及び事業の遂行状況の報告等については、下表のとおり、交付等要綱及び実施要領に定めているほか、令和4年度事業の評価について定めた「農山漁村振興交付金（都市農村交流等）に関する事業評価の運用について」の制定について（令和5年2月9日付け4農振2678号農村計画課長・都市農村交流課長通知）が同様に令和5年度事業にも適用されることが想定されるため、事業実施中及び実施後の手続の参考としてください。

主な関連事項	交付等要綱／実施要領
事業実施結果の評価等 ① 事業実施後の事業実施結果の評価、事業実施に係る状況報告について ② ①の評価における評価基準等	① 交付等要綱第7、実施要領別記4の第9及び第10 ② 「農山漁村振興交付金（都市農村交流等）に関する事業評価の運用について」の制定について（令和5年2月9日付け4農振第2678号農村計画課長・都市農村交流課長通知）

別表 1

事項	事業内容	対象地域
農泊地域高度化促進事業 (1) インバウンド対応	増大するインバウンド需要に対応するための、キャッシュレス環境の整備、Wi-Fi環境の整備、多言語対策、トイレの洋式化等のストレスフリーな環境の整備や、高付加価値化に資する食事メニューや体験プログラムの開発などのインバウンド受入体制の整備等のインバウンド対応の高度化に資する取組	交付金の交付対象となる地域は、下記のいずれかを含む地域とする。ただし、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区に所在する施設における取組及び当該地区内における施設の整備については、交付対象としない。
(2) 高付加価値化対応 (食・景観) ア 食	ア 地元食材を活用した商品開発、地元生産者との供給・連携体制の構築、地元食材を活用した新たな食事メニューの開発及び地域全体での提供、地域の食文化等を活かした体験プログラムの開発等の食を活用したコンテンツの高付加価値化に資する取組	(1) 特定農山村地域 (2) 振興山村 (3) 過疎地域 (4) 半島振興対策実施地域 (5) 離島振興対策実施地域 (6) 沖縄地域 (7) 奄美群島 (8) 小笠原諸島 (9) 特別豪雪地帯 (10) 指定棚田地域 (11) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）
イ 景観	イ 地域の景観（歴史・伝統文化等に係るものを含む。）を活用した体験プログラムの開発、案内看板の設置等の地域の景観を活用したコンテンツの高付加価値化に資する取組	(12) 中山間地域 (13) 農業振興地域 (14) 漁業集落

(3) ワークーション対応	農山漁村振興交付金による農泊推進事業を実施した施設について、Wi-Fi環境の整備、オフィス環境（机、椅子、アクリル板等）の整備、企業等への情報発信等のワークーション受入対応の高度化に資する取組	
---------------	--	--

(※) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。

別表 2

事項	選定要件	交付率及び助成額
農泊地域高度化促進事業 (1) インバウンド対応	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業実施主体は、農山漁村振興交付金による農泊推進事業を実施した地域協議会又は実施中の地域協議会であり、かつ当該事業の実施期間中に、インバウンドに対応するための取組を実施していること。 2 事業実施地域において、本事業完了までにキャッシュレス環境の整備、Wi-Fi環境の整備、多言語対策、トイレの洋式化のうち2以上の取組がなされること。 3 事業実施主体の構成員に旅館業法の許可を受けて宿泊を提供する者が含まれる場合には、本事業の完了時までにOTAサイト又は旅行会社のオンライン販売サイトにおけるオンライン予約に対応すること。 4 事項欄(2)又は(3)の事業を実施していないこと。 5 これまでに農泊地域高度化促進事業を実施していないこと。	1 交付率は、定額とする。 2 助成額の上限は200万円とする。ただし、トイレの改修に係る交付率は1/2とする。
(2) 高付加価値化対応 (食・景観) ア 食	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業実施主体は、農山漁村振興交付金による農泊推進事業を実施した地域協議会又は実施中の地	1 交付率は、1/2とする。 2 助成額の上限は、以下のとおりとする。

イ 景観	域協議会であり、かつ当該事業の実施期間中に、地元食材の利用増進を図るための取組を実施していること。 2 事業実施区域において、本事業完了までに地元食材を活用した商品開発、地元生産者との供給・連携体制の構築、地元食材を活用した新たな食事メニューの開発及び地域全体での提供又は地域の食文化等を活かした体験プログラムの開発のうち1以上の取組がなされること。 3 事業実施主体の構成員に旅館業法の許可を受けて宿泊を提供する者が含まれる場合には、本事業の完了時までにOTAサイト又は旅行会社のオンライン販売サイトにおけるオンライン予約に対応すること。 4 事項欄（1）の事業を実施していないこと。 5 これまでに農泊地域高度化促進事業を実施していないこと。 次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業実施主体は、農山漁村振興交付金による農泊推進事業を実施した地域協議会又は実施中の地域協議会であり、かつ日本農業遺産や指定棚田等の景観に係る観光資源が当該協議会の取組地域の存する市町村内にあること。 2 事業実施区域において、本事業完了までに景観を活用した体験プログラムを開発する取組がなされること。	① 事項欄（2）のア、イ及び（3）の取組のうち、いずれか1つの取組を実施する場合にあつては、100万円とする。 ② 事項欄（2）のア、イ及び（3）の取組のうち、複数の取組を実施する場合にあつては、150万円とする。（ただし、各取組の助成額の上限は100万円とする。） 3 事業と併せて行う簡易な施設整備に係る助成額の上限は、併せ行うソフト対策に対する助成額よりも低い額とする。
-------------	---	---

	3 事業実施主体の構成員に旅館業法の許可を受けて宿泊を提供する者が含まれる場合には、本事業の完了時までにOTAサイト又は旅行会社のオンライン販売サイトにおけるオンライン予約に対応すること。 4 事項欄（１）の事業を実施していないこと。 5 これまでに農泊地域高度化促進事業を実施していないこと。	
（３）ワーケーション対応	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業実施主体は、農山漁村振興交付金による農泊推進事業を実施した地域協議会又は実施中の地域協議会であること。 2 事業実施区域において、本事業完了までにWi-Fi環境の整備、オフィス環境（机、椅子、アクリル板等）の整備又は企業等への情報発信のうち1以上の取組がなされること。 3 事業実施主体の構成員に旅館業法の許可を受けて宿泊を提供する者が含まれる場合には、本事業の完了時までにOTAサイト又は旅行会社のオンライン販売サイトにおけるオンライン予約に対応すること。 4 事項欄（１）の事業を実施していないこと。 5 これまでに農泊地域高度化促進事業を実施していないこと。	1 交付率は、1/2とする。 2 助成額の上限は、以下のとおりとする。 ① 事項欄（２）のア、イ及び（３）の取組のうち、いずれか1つの取組を実施する場合にあっては、100万円とする。 ② 事項欄（２）のア、イ及び（３）の取組のうち、複数の取組を実施する場合にあっては、150万円とする。（ただし、各取組の助成額の上限は100万円とする。） 3 事業と併せて行う簡易な施設整備に係る助成額の上限は、併せ行うソフト対策に対する助成額よりも低い額とする。

別表 3

農泊推進型に係る事業承認者

事業実施主体の区分		事業承認者
農泊推進型の事業実施主体		
農泊地域高度化促進事業の事業実施主体		
北海道に所在する事業実施主体		農村振興局長
沖縄県に所在する事業実施主体		内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体		地方農政局長

別紙 1

農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）の対象経費

公募する内容の農泊地域高度化促進事業の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	経 費
1 人件費	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料、簡易な施設整備費等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等
12 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等

※ 直接的なインバウンド対応、高付加価値化対応（食・景観）及びワーケーション対応とはならない先進地視察や専門家の講演、モニターツアー等は支援対象外となります。